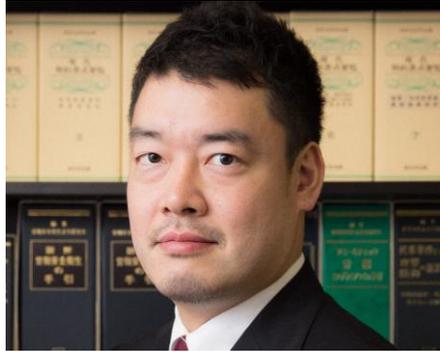


同一労働同一賃金セミナー

働き方改革関連法案の成立により企業にはこれまでとは異なる視点が求められます。中でも非正規雇用労働者の処遇改善を目的とした「同一労働同一賃金」への対応は、多くの関心が寄せられており、企業にとっての最重要課題の1つといっても過言ではありません。本セミナーでは、「同一労働同一賃金」に関する最新情報を、裁判事例等を交えながら解説いたします。

開催日時等

日 時	平成 31 年 2 月 6 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分	
場 所	銚子商工会議所 1 階大ホール（銚子市三軒町 19-4 TEL 0479-25-3111）	
内 容	<p>< 講師 ></p> <p>西船橋法律事務所 弁護士 戸田 哲 氏</p>	
講 師	<p>《内容》</p> <p>◆同一労働同一賃金をめぐる昨今の動向</p> <p>(1) 同一労働同一賃金ガイドライン案</p> <p>(2) 働き方改革関連法</p> <p>(3) 同一労働同一賃金関連裁判事例</p> <p>◆企業が押さえておくべきポイント</p>	
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者 定員：100 名（先着順）	
参加費	無 料	

○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛 F a x ください。締切は 1 月 30 日(水)です。

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 石田 TEL : 043-246-1158

E メール : ishidak@chibakeikyo.jp

FAX:043-246-0729

一般社団法人 千葉県経営者協会 行

開催行事名	同一労働同一賃金セミナー		
会社・団体名		TEL	
参加者名①		役職①	
参加者名②		役職②	
E-Mail			
住 所			